

いちばけんぽ



東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2024年
春号

健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

令和6年度 予算と事業計画

健康保険勘定の予算 (保険料率9.90%)

収入の部	6年度予算 (千円)	割合	支出の部	6年度予算 (千円)	割合
保険料収入	9,074,141	91.69%	保険給付費	5,626,854	58.26%
繰入金収入	600,001	6.06%	納付金	3,440,967	35.63%
その他の収入	222,032	2.25%	保健事業費	268,202	2.78%
			その他の支出	321,454	3.33%
収入総額	9,896,174	100.00%	支出総額	9,657,477	100.00%

介護保険勘定の予算 (保険料率1.70%)

収入の部	6年度予算 (千円)	支出の部	6年度予算 (千円)
保険料収入	1,040,103	介護納付金	1,063,081
繰入金	40,000	還付金	300
その他の収入	2		
収入総額	1,080,105	支出総額	1,063,381



令和6年度予算の収支見込は、収入の面では収入の9割以上を占める保険料収入が標準報酬月額や賞与額の上昇とともに増加するものの、コロナ禍前の令和2年度以前の水準にはならないものと推計しました。

一方、支出面では、医療費がコロナ禍の受診控えやその後の反動で、対前年比で激しく上下を繰り返していましたが、ここ数年は1%~2%の伸びで推移するものと思われ

ます。高齢者納付金は、令和5年度は後期高齢者の加入者増の影響で対前年比約3億円増加し、令和6年度についても約1億3000万円の増加となる見込みです。

このように、令和6年度予算については、支出が大幅に増加するため、保険料率の引き上げを検討する必要があります

ますが、当組合は法定準備金を令和5年度で約41億円、準備金保有率は331%を保有していることから、そのうち6億円を繰り入れることで料率の引き上げを行わず、予算編成を行いました。

介護保険についても、介護納付金は年々増加傾向にあり、介護準備金のうち4000万円を繰入金として計上し、保険料率の変更は行わない前提で予算編成を行いました。

これにより、令和6年度での準備金残額は35億4600万円、準備金保有率は275.54%となる見込みです。

介護保険勘定単独での準備金残額は2億円、準備金保有率は233.20%となる見込みです。

保険料率は前年と同率である健康保険勘定で9.9%、介護保険勘定で1.7%のまま、据え置くこととしました。

令和6年度事業計画 (案)

1. 組合会、理事会等の円滑な運営

健康保険組合の最高議決機関である組合会、及び執行機関である理事会はその機能が十分発揮できるよう円滑な運営に努める。

2. 適正な業務の遂行

- (1)被保険者の資格、標準報酬月額・賞与額の適正な調査決定に努める。
- (2)被扶養者の資格確認調査を行う。(2年に1度:6月実施予定)
- (3)被保険者及び被扶養者の資格取得時に住民票上の住所及びマイナンバーの収集、登録を確実にを行う。
- (4)電子申請の義務化に伴い、システム環境の整備等を行う。
- (5)健康保険及び介護保険料債権の管理及び確実な収納に努める。
- (6)診療報酬明細書(レセプト)点検の強化、医療費の分析、ジェネリック医薬品の使用促進等により医療費の適正化に努める。
- (7)医療費通知(Web(毎月更新)及び紙(年1回))を実施する。
- (8)ジェネリック通知を医療費通知(紙)と併せて実施する。
- (9)特定健診の受診促進、特定保健指導の実施、その他健康相談等生活習慣病予防に重点を置いた各種保健事業を実施する。
- (10)機関紙・ホームページにより業務、医療、健康等の情報を適切に提供する。

3. 保健事業計画

(1)健康診査(特定健康診査)の実施

ア)直接契約 ()内は引き下げ前の金額。

健診種目	年齢制限等	受診者負担額(円)
①一日人間ドック	40歳以上	16,000
②生活習慣病ドック 胃がんリスク層別化検査	制限なし	8,000
③生活習慣病ドック 上部消化管検査(X線・内視鏡)	40歳以上	10,000

イ) 全国一括契約

①人間ドック健診(婦人科検診追加)	40歳以上	16,000
②生活習慣病予防健診(婦人科検診追加)	制限なし	6,500
③婦人生活習慣病予防健診(負担額引き下げ)	女性	3,000(6,000)
④【新設】巡回レディース健診(被扶養者限定)	女性	5,000

ウ) 職場健診

①職場健診(負担額引き下げ)	A2コース	2,000(3,000)
②職場健診(負担額引き下げ)	A1コース	2,000(2,500)

エ) その他の健診

①特定健康診査(被扶養者限定)	40歳以上	無料
-----------------	-------	----

オ) メンタルヘルス

メンタルヘルスの相談窓口を東京都総合組合保健施設振興協会(以下、「東振協」という。)と契約

カ) 二次健診

二次健診等の該当者、要医療受診者への受診勧奨

(2)特定保健指導の実施について

健診結果に基づき、健康管理が必要な方へ対し、特定保健指導を行う。

(3)インフルエンザ予防接種費用一部補助について

ア) 補助金対象者:被保険者、被扶養者を対象に実施する。ただし、被扶養者の実施方法については下段エ)①東振協利用に限る。

イ) 補助金額:年1回1,000円を限度とし実施する。

ウ) 対象接種期間:令和6年10月1日~令和7年2月末日まで

エ) 予防接種の実施方法

- ①東振協を利用する場合
 - ・あらかじめ費用を差引いた額で接種できる。
- ②東振協以外の医療機関を利用する場合
 - ・接種後「申請書」に、「領収書」を添えて提出する。

(4)脳検査委託事業の実施について

- 東振協と検査業務委託を契約し、全国、約140の医療機関が利用可能。
- 脳検査費用は、1人1回につき30,800円(税込)以下の契約で、全額利用者負担となる。
- 対象者は、被保険者、被扶養者とし、年齢制限はなし。

(5)脳ドックについて

- 脳ドック66,000円(税込)は、全額利用者負担で割引契約を継続する。

(6)保健指導宣伝事業について

- 機関紙「いちばけんぽ」を原則、年4回(3月(春号)、6月(夏号)、9月(秋号)、12月(年末号))発行する。
- 健診・レセプトデータの経年解析を行い、組合全体又は事業所単位の健康増進に関わる課題を整理するため委託業者と契約。【株式会社JMDC】

- 国(健康保険組合連合会)が行う「組合運営サポート事業」として

- ①健康管理アプリ(スマートフォン用)【株式会社グッピーズ】
- ②アプリによる禁煙サポートプログラム【株式会社CureApp】を導入。

- 加入者に向けた健康教室の実施。(健康づくりの働きかけ)

(7)体育奨励事業について

- 東振協主催の「ミニマラソン大会」への参加の補助を行う。
- スポーツ施設「ルネサンス」「メガロス」との団体契約

(8)契約保養所利用料一部補助について

補助金は、一人一泊2,000円で年度内3泊(6,000円)を限度とする。

- 旅行会社と利用契約 = Knt(近畿日本ツーリスト)、JTB等

- 公共施設と利用契約 = 休暇村協会

- 施設と直接利用契約 = 共立リゾート(ラビスタ東京ベイ)他、グリーンピア津南、プリンスホテル等

(9)第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について

第3期データヘルス計画を作成し、各種健診、疾病予防状況等のデータを分析し、健康維持増進等の事業を計画実行する。

また、第4期特定健康診査等実施計画についても作成し、生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果に基づき生活習慣改善の定着を目指す特定保健指導を効果的、効率的に実施するため計画実行する。

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

資格取得届・被扶養者異動届への住所の記載について

マイナンバーカードと保険証の一体化(保険証廃止)に向けて、健康保険法施行規則の一部が改正されたことから、新しく加入される方におかれましては、「資格取得届」「被扶養者異動届」の住所欄に住民票登録されている住所をご記載ください。



お問合せ先 適用係

- 社員寮にお住まいの方、単身赴任の方など、居所と住民票登録が異なる場合は別途「居所届」を添付してください。
※届出用紙は当組合HPからダウンロードできます。
- すでに加入されている方におかれましては新たに申請をいただくことはありません。
- 外国籍の方の届出には、住民票又は在留カードに記載されたアルファベット表記の氏名を記載してください。(フリガナも併せて記載してください。)

ご家族(被扶養者)が就職などをされたら「被扶養者異動届」の提出をお忘れなく!

就職をして新生活が始まるなど、以下のようなケースはご家族が扶養から外れます。新生活に向けて忙しくなると手続きを怠りがちですが、必ず当組合に届出をし、保険証を返却してください。

- ①就職した**
ご家族(被扶養者)が、就職先の健康保険の被保険者になったとき
- ②収入が増えた**
ご家族(被扶養者)の年収が130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)以上になったとき
※当組合HP「年収の壁に対する対応」参照
- ③別居した**
配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)が本人(被保険者)と別居したとき
- ④仕送りをやめた/少なくなった**
別居しているご家族(被扶養者)への仕送りをやめたとき/仕送り額が被扶養者の収入よりも少なくなったとき
- ⑤失業給付金の受給を開始した**
ご家族(被扶養者)が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が1日当たり3,612円(60歳以上は5,000円)以上のとき
- ⑥離婚・死亡した**
離婚したとき、ご家族(被扶養者)が亡くなったとき



お問合せ先 適用係

扶養から外れた日から、お持ちの保険証は使えません

扶養から外れた日が、月の途中で使えなくなるのでご注意ください。保険証を使用してしまうと、当組合へ医療費等を返還していただくことになります。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

平成28年10月以降、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険への加入が義務化され、「特定適用事業所」の範囲が拡大されております。令和6年10月からの改正点は以下のとおりです。

「特定適用事業所」の要件

被保険者(短時間労働者を除く)の総数が**常時50人を超える事業所**
(変更前:被保険者(短時間労働者を除く)の総数が100人を超える事業所)

※令和6年10月からの「短時間労働者の社会保険加入要件」

- (1) 特定適用事業所に勤務していること
- (2) 所定労働時間が週20時間以上
- (3) 賃金が月8万8000円以上
- (4) 雇用期間が2カ月を超える見込み
- (5) 学生ではないこと

対象となる可能性がある事業所様には、後日個別にご案内させていただきます。



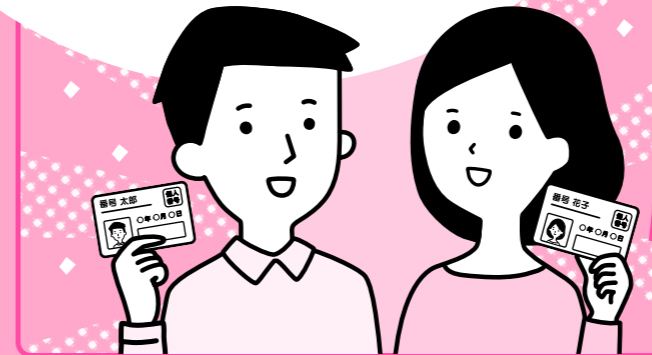
お問合せ先 適用係

医療機関等の受診には

マイナンバーカード!

このステッカーを貼っている医療機関・薬局で利用可能です!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が原則義務化されました。医療機関等への受診は、ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



マイナンバーカードで
医療機関・薬局への受診が
さらに便利!



初めての病院でも、特定健診情報や診療・薬剤情報が**医師と共有**できる

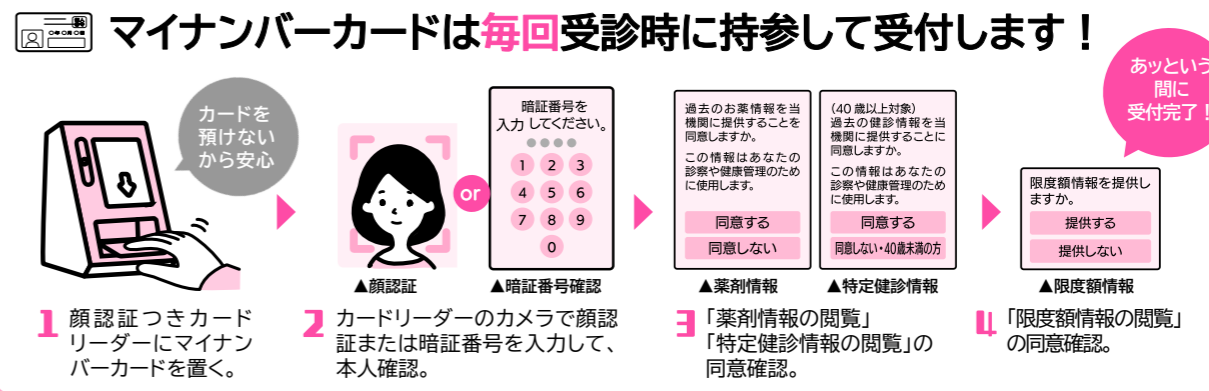


マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、**医療費控除が簡単**に

マイナンバーカードで受診するメリット

- 安心** よりよい医療が受けられる!
 - 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
 - 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
 - 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。
- 便利** 各種手続きも便利・簡単に!
 - マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
 - 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
 - 高齢受給者証の持参も不要となります。

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードの健康保険証利用について **厚生労働省**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_082777.html



マイナンバーカードのメリットと安全性 **デジタル庁**
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>

